

お 知 ら せ

R 8 . 7 . 17

西条保健所環境保全課

下記の業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）」に違反する行為をしていることが判明したため、県は、下記のとおり産業廃棄物処分業許可等に係る停止命令を行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

株式会社コメットクリーン 代表取締役 石村 拓己
〔産業廃棄物処分業許可番号 第03820073148号〕
（本店・事業場）新居浜市多喜浜六丁目 5 番25号

2 処分内容

- ・ 法第14条の3に基づく産業廃棄物処分業の全部停止（期間100日）
- ・ 法第15条の2の7に基づく産業廃棄物処理施設（破碎施設）の使用停止（期間100日）

3 処分日及び停止期間

処 分 日 令和8年7月17日
停止期間 令和8年7月18日～令和8年10月25日

4 処分理由

株式会社コメットクリーンは、廃プラスチック類の破碎施設について、許可を受けることなく破碎機を変更し、法第15条の2の6第1項の規定に違反した。

また、同社は、許可を受けることなく産業廃棄物処分業に係る事業の範囲を変更し、許可されていない産業廃棄物である廃プラスチック類の破碎を業として行い、法第14条の2第1項の規定に違反した。

これらの行為は、法第14条の3第1号及び法第15条の2の7第3号に該当する。

5 問い合わせ先

西条保健所環境保全課（0897-56-1300（代表）内線345）